

## 規 則

会計年度任用職員の報酬等に関する規則をここに公布する。

平成三十一年三月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 埼玉県規則第三十二号

会計年度任用職員の報酬等に関する規則

(趣旨)

第一条 この規則は、会計年度任用職員の報酬等に関する条例(平成三十一年埼玉県条例第六号。以下「条例」という。)の規定に基づき、会計年度任用職員の報酬等に関し必要な事項を定めるものとする。

(報酬等基準額表)

第二条 会計年度任用職員には、条例別表に掲げる職種の区分に応じ、次の各号に定める報酬等基準額表を適用する。

一 医師及び歯科医師 医療職報酬等基準額表(一)(別表第一)

二 薬剤師、獣医師、栄養士その他の規則で定める職 医療職報酬等基準額表(二)

(別表第二)

三 保健師、看護師その他の規則で定める職 医療職報酬等基準額表(三)(別表第三)

四 前記以外の職 行政事務報酬等基準額表(別表第四)

(条例別表の規則で定める職)

第三条 条例別表薬剤師、獣医師、栄養士その他の規則で定める職の項の規則で定める職は、次に掲げる職とする。

一 薬剤師

二 獣医師

三 栄養士

四 診療放射線技師

五 臨床検査技師及び衛生検査技師

六 理学療法士及び作業療法士

七 視能訓練士

八 言語聴覚士

九 義肢装具士

十 歯科衛生士及び歯科技工士

2 条例別表保健師、看護師その他の規則で定める職の項の規則で定める職は、保健師、看護師及び准看護師とする。

(新たに会計年度任用職員となった者の号給)

第四条 新たに会計年度任用職員となった者の号給は、その者に適用される報酬等基準額表に定めるその者の属する職種の区分の一号給とする。

2 学歴免許等の資格又は会計年度任用職員として同種の職務に在職した年数その他知事が定める経験を有する会計年度任用職員の号給については、前項の規定にかかわらず、知事が別に定めるところにより、前項の規定による号給より上位の号給とすることができる。

(報酬の基本額)

第五条 条例第二条第四項の月額報酬を受ける第一号会計年度任用職員の報酬の基本額は、勤務一月につき、その者に適用される報酬等基準額表の月額(以下この条及び第十六条第一項において「報酬等基準額」という。)に、その者について定められた一週間当たりの勤務時間を三十八・七五で除して得た数を乗じて得た額(その額に百円未満の端数を生じたときは、これを四捨五入して得た額)とする。

2 条例第二条第五項の日額の報酬を受ける第一号会計年度任用職員の報酬の基本額は、勤務一日につき、報酬等基準額を二十一で除して得た額に、その者について定められた一日当たりの勤務時間を七・七五で除して得た数を乗じて得た額(その額に十円未満の端数を生じたときは、これを四捨五入して得た額)とする。

3 行政事務報酬等基準額表の適用を受ける第一号会計年度任用職員の報酬等基準額が、職務の複雑、困難若しくは責任の度又は勤労の強度、勤務時間、勤労環境その他の勤労条件が同じ職種に属する他の職に比して特殊な職に対し適当でない」と認めるときは、前二項の規定にかかわらず、当該報酬等基準額に別表第五に定める調整額を加えて得た額を報酬等基準額とすることができる。

(時間外勤務手当に相当する報酬)

第六条 第一号会計年度任用職員が、その者について定められた勤務時間(以下この条から第八条までにおいて「正規の勤務時間」という。)外に勤務することを命ぜられた場合には、正規の勤務時間外に勤務した全時間に対して時間外勤務手当に相当する報酬を支給する。

2 前項の報酬の額は、勤務一時間につき、第九条に規定する勤務一時間当たりの報酬の額に百分の百二十五から百分の百五十までの範囲内で知事が定める割合(その勤務が午後十時から翌日の午前五時までの間である場合は、その割合に百分の二十五を加算した割合)を乗じて得た額とする。ただし、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間外にした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が七時間四十五分に達するまで

の間の勤務又はあらかじめ割り振られた一週間の正規の勤務時間（以下この条において「割り振り変更前の正規の勤務時間」という。）を超えてした勤務のうち、その勤務の時間と割り振り変更前の正規の勤務時間との合計が一週間当たり三十八時間四十五分に達するまでの間の勤務にあつては、第九条に規定する勤務一時間当たりの報酬の額に百分の百（その勤務が午後十時から翌日の午前五時までの間である場合は、百分の百二十五）を乗じて得た額とする。

3 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられ正規の勤務時間外にした勤務の時間と割り振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ割り振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間（知事が定める時間を除く。）との合計が一月について六十時間を超えた場合には、その六十時間を超えて勤務した全時間に対して、前項の規定にかかわらず、勤務一時間につき、第九条に規定する勤務一時間当たりの報酬の額に、正規の勤務時間外にした勤務の時間にあつては百分の百五十（その勤務が午後十時から翌日の午前五時までの間である場合は、百分の百七十五）、割り振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間にあつては百分の五十をそれぞれ乗じて得た額を時間外勤務手当に相当する報酬として支給する。

（休日勤務手当に相当する報酬）

第七条 休日（職員の給与に関する条例（昭和二十七年埼玉県条例第十九号。次条第二項及び第十条第三項第一号において「給与条例」という。）第十五条第三項に規定する休日をいう。以下この項及び次条第一項において同じ。）において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた場合には、正規の勤務時間中に勤務した全時間（休日に代わる日（以下この項において「代休日」という。）を指定されて休日の正規の勤務時間の全部を勤務した第一号会計年度任用職員にあつては、その者の休日に代わる代休日の正規の勤務時間中に勤務した全時間）に対して休日勤務手当に相当する報酬を支給する。

2 前項の報酬の額は、勤務一時間につき、第九条に規定する勤務一時間当たりの報酬の額に百分の百二十五から百分の百五十までの範囲内で知事が定める割合を乗じて得た額とする。ただし、正規の勤務時間外に勤務をしても、前項の報酬は支給されない。

（宿日直手当に相当する報酬）

第八条 宿直又は日直勤務のため正規の勤務時間外若しくは休日における正規の勤務時間中に勤務を命ぜられた第一号会計年度任用職員に対しては、前二条の規定にかかわらず、宿日直手当に相当する報酬を支給する。

2 前項の報酬の額は、給与条例第十六条第二項に定める額とする。

(勤務一時間当たりの報酬の額の算出)

第九条 第六条第二項及び第三項並びに第七条第二項に規定する勤務一時間当たりの報酬の額は、月額の報酬を受ける第一号会計年度任用職員にあつては、その者の報酬(条例第二条第三項に規定する報酬の額をいう。次項、第十二条及び第十七条において「基本報酬」という。)の月額に十二を乗じ、その額をその者について定められた一週間当たりの勤務時間に五十二を乗じたものから知事が定める時間を減じたもので除して得た額(その額に五十銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十銭以上一円未満の端数を生じたときはこれを一円に切り上げた額)とする。

2 第六条第二項及び第三項並びに第七条第二項に規定する勤務一時間当たりの報酬の額は、日額の報酬を受ける第一号会計年度任用職員にあつては、その者の基本報酬の日額を、その者について定められた一日当たりの勤務時間数で除して得た額(その額に五十銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十銭以上一円未満の端数を生じたときはこれを一円に切り上げた額)とする。

(条例第二条第八項及び条例第六条第四項の規則で定める者)

第十条 条例第二条第八項及び条例第六条第四項の規則で定める者は、次に掲げる者とする。

一 任期が六月未満の者(次項の規定により任期が六月以上の者とみなされる者を除く。)

二 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十八条第二項の規定に該当して休職にされている者

三 地方公務員法第二十九条第一項の規定により停職にされている者

四 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号)第二条第一項の規定により育児休業をしている者(職員の育児休業等に関する条例(平成四年埼玉県条例第六号)第七条第一項に規定する職員である者を除く。)

五 前各号に掲げる者のほか、知事が別に定める者

2 任期が六月に満たない者のうち、当該任期と次に掲げる期間との合計が六月以上となるものは、任期が六月以上の者とみなす。

一 同一の会計年度内において会計年度任用職員として在職し、又は任用されることが見込まれる期間(当該期末手当の基準日(条例第二条第八項においてその例によることとされる一般職の常勤職員の期末手当に係る基準日をいう。以下この条から第十二条までにおいて同じ。))の属する会計年度の前会計年度から基準日まで引き続き続く場合における当該前会計年度において在職した期間を含む。)

二 職員から引き続いて会計年度任用職員となった場合における当該職員として在職した期間（当該会計年度任用職員として基準日まで引き続き在職している場合に限る。）

3 前項第二号の職員は、次に掲げる者（会計年度任用職員を除く。）とする。

一 給与条例の適用を受ける職員

二 学校職員の給与に関する条例（昭和三十一年埼玉県条例第三十三号）の適用を受ける職員

三 埼玉県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和四十一年埼玉県条例第六十四号）の適用を受ける職員

四 埼玉県病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成十三年埼玉県条例第八十八号）の適用を受ける職員

五 埼玉県流域下水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成二十一年埼玉県条例第七十一号）の適用を受ける職員

六 技能職員の給与等に関する規程（昭和四十四年埼玉県訓令第四号）の適用を受ける職員

七 技能職員の給与等に関する規程（昭和四十四年埼玉県教育委員会訓令第四号）の適用を受ける職員

八 特別職の職員（地方公務員法第三条第三項第一号から第四号までに掲げる特別職に属する県の職員（臨時又は非常勤の者を除く。））

（期末手当の在職期間の特例）

第十一条 会計年度任用職員の期末手当に係る在職期間には、基準日以前六月以内の期間において、会計年度任用職員として在職した期間を算入する。

2 基準日前一月以内において退職し、又は失職した前条第三項各号に掲げる職員のうち当該職員としての在職期間は、会計年度任用職員の期末手当に係る在職期間に算入しない。

（期末手当基礎額）

第十二条 月額の報酬を受ける第一号会計年度任用職員に係る期末手当基礎額は、それぞれその基準日（退職し、若しくは失職し、又は死亡した第一号会計年度任用職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日をいう。以下この条において同じ。）現在においてその者が受けるべき基本報酬の月額とする。

2 日額の報酬を受ける第一号会計年度任用職員に係る期末手当基礎額は、それぞれその基準日が属する月においてその者が受けるべき一月分の基本報酬の額とする。

3 前項の規定にかかわらず、各月ごとの勤務日数が異なる第一号会計年度任用職

員に係る期末手当基礎額は、基準日前六月以内の期間（基準日における職と同一の職に係るものに限る。）においてその者が受けた基本報酬の額の一月当たりの平均額とする。

（特別の事情がある者の期末手当）

第十三条 前三条の規定にかかわらず、同一の期間において二以上の業務に従事している等特別の事情がある者に係る期末手当の支給については、知事が別に定める。

（条例第三条の規則で定める者及びその者に対する報酬の基本額）

第十四条 条例第三条の規則で定める者及びこれに対する報酬の基本額は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第六十五条の二に規定するスクールカウンセラー 日額二万五千七百五十円

二 学校教育法施行規則第六十五条の三に規定するスクールソーシャルワーカー 日額一万四十円

（条例第四条の規則で定める者等）

第十五条 条例第四条の規則で定める者は、県が実施する語学指導等を行う外国青年招致事業により任用する外国青年とする。

2 前項に規定する第一号会計年度任用職員には、次の報酬額表を適用する。

号給	報酬月額
1	280,000円
2	300,000
3	325,000
4	330,000

3 第一項に規定する会計年度任用職員の号給は、その者が同種の職務に在職した年数等に応じて、知事が別に定めるところにより決定する。

4 第一項に規定する第一号会計年度任用職員に対しては、期末手当は支給しない。

5 第一項に規定する第一号会計年度任用職員の時間外勤務手当に相当する報酬その他の報酬の支給については、知事が別に定める。

（給料の額）

第十六条 条例第六条第二項の第二号会計年度任用職員の給料の額は、報酬等基準額とする。

2 第五条第三項の規定は、行政事務報酬等基準額表の適用を受ける第二号会計年度任用職員の給料の額について準用する。

(報酬等の減額)

第十七条 会計年度任用職員が勤務しないときは、その勤務しないことにつき任命権者の承認があつた場合を除くほか、その勤務しない一時間につき、次項に規定する勤務一時間当たりの報酬の額又は第三項に規定する勤務一時間当たりの給与額を減額して報酬等を支給する。ただし、その勤務しない時間が月の初日から末日までの期間において勤務すべき全時間である場合の減額すべき額は、その月の分の基本報酬又は給料及び地域手当の全額とする。

2 前項に規定する勤務一時間当たりの報酬の額は、月額の報酬を受ける第一号会計年度任用職員にあつてはその者の基本報酬の月額に十二を乗じ、その額をその者について定められた一週間当たりの勤務時間に五十二を乗じたもので除して得た額(その額に五十銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十銭以上一円未満の端数を生じたときはこれを一円に切り上げた額)とし、日額の報酬を受ける第一号会計年度任用職員にあつては第九条第二項に規定する額とする。

3 第一項に規定する第二号会計年度任用職員の勤務一時間当たりの給与額は、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に十二を乗じ、その額を一週間当たりの勤務時間に五十二を乗じたもので除して得た額(その額に五十銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十銭以上一円未満の端数を生じたときはこれを一円に切り上げた額)とする。

(委任)

第十八条 この規則に定めるもののほか、会計年度任用職員の報酬等に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成三十二年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 行政事務報酬等基準額表の適用を受ける会計年度任用職員に対する第四条第一項の規定の適用については、同項中「一号給」とあるのは、平成三十二年四月一日から平成三十三年三月三十一日までの間にあつては「十九号給」と、平成三十三年四月一日から平成三十四年三月三十一日までの間にあつては「十三号給」と、平成三十四年四月一日から平成三十五年三月三十一日までの間にあつては「七号給」とそれぞれ読み替えるものとする。

3 条例附則第二条第一項の規則で定める額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当

該各号に定めるとおりとする。

一 平成三十一年四月一日から平成三十二年三月三十一日までの間（以下「特定期間」という。）において、一週間当たりの勤務時間が同一で、かつ、同種の職に在職していた者 特定期間において受けていた報酬の月額

二 前号に掲げる者以外の者 特定期間において、一週間当たりの勤務時間が同一で、かつ、同種の職に在職したものとした場合に特定期間において受けることとなる報酬月額に相当する額（その額が特定期間において受けていた報酬の月額を超える場合にあつては、特定期間において受けていた報酬の月額）

4

次の各号に掲げる者に対しては、当該各号に定める額を報酬として支給する。

一 特定期間に月額により報酬を受け、この規則の施行の日（以下この項において「施行日」という。）から平成三十二年六月三十日までの間に月額により報酬を受けることとなった者 その者の報酬の月額が、特定期間において、一日当たりの勤務時間が同一で、かつ、同種の職に在職したものとした場合に特定期間において受けることとなる報酬の月額に相当する額に達しないこととなる場合にあつては、その相当する額

二 特定期間に月額により報酬を受け、施行日から平成三十二年六月三十日までの間に月額により報酬を受けることとなった者 その者の報酬の月額が、特定期間において、一週間当たりの勤務時間が同一で、かつ、同種の職に在職したものとした場合に特定期間において受けることとなる報酬の月額に相当する額に達しないこととなる場合にあつては、その相当する額

三 特定期間に月額により報酬を受け、施行日から平成三十二年六月三十日までの間に月額により報酬を受けることとなった者 その者の報酬の月額が、特定期間において、一日当たりの勤務時間が同一で、かつ、同種の職に在職したものとした場合に特定期間において受けることとなる報酬の月額に相当する額に達しないこととなる場合にあつては、その相当する額

別表第1（第2条関係）

医療職報酬等基準額表(1)

職種	医師及び歯科医師
号給	月額
1	円 434,300



別表第3（第2条関係）

医療職報酬等基準額表(3)

職種	保健師	看護師 (外来業務以外 の業務に従事するもの)	看護師 (外来業務に 従事するもの)	准看護師 (外来業務以外 の業務に従事するもの)	准看護師 (外来業務に 従事するもの)
号給	月額	月額	月額	月額	月額
	円	円	円	円	円
1	214,200	210,600	201,750	178,600	171,250
2	215,600	212,900	204,050		
3	217,000	215,200	206,350		
4	218,200	217,500	208,650		
5	219,600	219,900	211,050		
6	221,000				
7	222,500				

別表第2（第2条関係）

医療職報酬等基準額表(2)

職種	薬剤師 獣医師	管理栄養士	栄養士（管 理栄養士を 除く。） 衛生検査技 師	診療放射線 技師 臨床検査技 師 理学療法士 作業療法士 視能訓練士 言語聴覚士	義肢装具士	歯科衛生士	歯科技工士
号給	月額	月額	月額	月額	月額	月額	月額
	円	円	円	円	円	円	円
1	241,500	201,750	179,550	198,500	207,700	189,200	196,400
2			181,450	200,000		191,000	198,300
3			183,350	201,500		192,500	200,200
4			185,250	203,000		194,400	202,100
5			187,050	204,600		196,400	203,900
6			188,950	205,900		198,300	205,800
7			190,850	207,400		200,200	207,700
8			192,350	210,300		202,100	
9			193,850			203,900	
10			195,350			205,800	
11			196,950			207,700	
12			198,250				
13			199,750				
14			201,750				

19	175,400	212,400
20	178,000	213,700
21	180,700	214,800
22	182,400	215,900
23	184,000	216,900
24	185,700	218,000
25	187,200	219,100

別表第4（第2条関係）

行政事務報酬等基準額表

職種	前記以外の職	
	標準的な会計年度任用職員の職務を行うもの	相当の知識又は経験を必要とする会計年度任用職員の職務を行うもの
号給	月額	月額
	円	円
1	148,600	187,200
2	149,700	188,900
3	150,800	190,700
4	151,900	192,400
5	153,000	194,000
6	154,400	195,400
7	155,700	196,900
8	157,000	198,400
9	158,300	199,700
10	159,800	201,000
11	161,300	202,200
12	162,900	203,500
13	164,200	204,800
14	165,700	206,100
15	167,200	207,400
16	168,700	208,700
17	170,100	209,800
18	172,800	211,100

別表第5（第5条、第16条関係）

報酬等の調整額表

調整数	調整額
	円
1	5,500
2	11,000
3	16,500
4	22,000